

(仮称) 第3期つくばみらい市障がい者計画 (案) に対する
意見の内容および市の考え方

意見提出期間	平成28年12月6日(火)～平成29年1月4日(水)		
意見提出者数	2人	意見件数	10件

No.	意見の内容	件数	市の考え方
1	<p>【23ページ】 将来の生活の不安</p> <p>前回のアンケートと比較すると、健康、生活費、医療、住まいのこと等、衣食住の基本的なことですべての障がい者で不安が増大している。</p> <p>特に精神障害では、生活費の不安が突出している。</p>	1	<p>平成22年に実施したアンケートの回答と、今回実施したアンケートの同項目の回答を比較すると、障がいのある方が不安に思われている割合が、複数項目にわたり高まっている結果が見られました。</p> <p>昨今、障がいのある方の重度化・高齢化が全国的に進んでいる状況もあり、障がいのある方のみならず、ご家族の方にも不安や心配が生じていることと推測しております。</p> <p>このような現状を的確に認識したうえで、本計画案の27ページに示すとおり、取り組むべき課題を設定いたしました。</p> <p>特に、不安や心配の軽減を図るには、相談できることが非常に大切であると認識しております。そのため、計画案の39ページに示すとおり、今後、相談機関との更なる連携強化や基幹相談支援センターの設置検討を進めるなど、相談環境の整備に努めてまいります。</p> <p>相談から連携がなされ、個々の支援に発展することで、少しでも不安が軽減されるよう、相談対応の強化・充実に努めてまいります。</p>
2	<p>【33ページ】 差別の解消</p> <p>取り組み内容の中で、障害者週間での意識向上に努めます。とありますが、企画性が弱いので以下のように見直して下さい。</p> <p>・「障害者週間」において、イベント等を企画し障害に対する福祉意識の向上に努めます。</p>	1	<p>「障害者週間」などにおいて、障がいに対する理解の促進に努めていくことは、基本施策1にも位置づけたとおり、重要な取り組みであると認識しております。</p> <p>理解の促進や意識向上に取り組むには、様々な手段が考えられ、イベント等も手段の一つとして認識しており、展示物や広報など、多角的に取り組めるよう、今後もあらゆる手段を検討していくよう努めてまい</p>

			<p>ります。</p> <p>なお、意識向上の取組みは、本計画案に『障害者週間（12月）』などにおいて、障がいに対する福祉意識の向上に努めます。」とあるとおり、「障害者週間」に限らず、年間を通じて努めていくものと認識しておりますので、原文のとおりと考えます。</p>
3	<p>【34ページ】 ボランティア活動</p> <p>NPOの育成を加えてください。</p>	1	<p>市と市社会福祉協議会が一体的に策定している「つくばみらい市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の中で、社会福祉協議会で取り組む内容として、ボランティア市民活動センターにおいて、NPOも含めた幅広い市民活動・当事者活動などとの協働、支援体制を整備していくことが記述されており、NPOも含めた幅広い市民活動への支援等が必要であると考えます。</p> <p>本計画案においても、市と社会福祉協議会とが、いわば車の両輪となって、ボランティアやNPOへの協力・支援を進め、各団体の活発化を図る必要があると考えます（以下の下線部分を修正）。</p> <p>【34ページ】（2）ボランティア活動・福祉活動の推進 第1項目 「○社会福祉協議会と連携してボランティアやNPOに対して、<u>支援や情報提供を進め、各団体の活発化を図ります。</u>」</p> <p>【34ページ】 取組内容欄に市民サポート課を追加し、社会福祉協議会に表記した第2項目にある取組内容を以下の内容に修正し、市民サポート課と併記する。 「<u>ボランティアやNPOに関する情報提供や活動等を支援します。</u>」</p>
4	<p>【37ページ】 サービス内容の周知</p> <p>サービスの告知が、個人に届かないことがサービスを使っている方の少なさにあると考えると取組内容の4行目に当事者を加えてください。</p>	1	<p>ご意見のとおり、サービス内容が個人に届かないようなことがあってはならず、当事者の方に確実に情報を伝えていく必要があります。</p> <p>また、当事者の方のみならず、ご家族の方や地域の支援者の方にご理解いただくことが必要な場合もあり、幅広くお伝えすることで、よりスムーズにサービスをお使い</p>

	<p>・サービス内容を当事者に確実に伝えるよう取り組みます。</p>		<p>いただけるのではないかと考えております。</p> <p>今後も、当事者の方はもとより、多くの方に知っていただけるよう、障がい者支援のしおりとあわせ広報等も活用しながら、周知徹底を図ってまいります（以下の下線部分を追記）。</p> <p>【37ページ】社会福祉課の取組内容欄中第2項目 <u>『障がい者支援のしおり』を毎年度更新するほか、障がいの特性に適応した方法により、当事者をはじめ、ご家族及び支援者等に対して、障がい福祉に関する制度やサービス内容を確実に伝えるよう取り組みます。</u></p>
5	<p>【41ページ】地域生活支援 【46ページ】社会参加の促進</p> <p>生活支援、社会参加支援などで、サービス提供者、事業所等の市内の提供者が少ないと思う。そこで、市として事業所の開設にも協力をする取組みを加えてください。</p>	1	<p>本計画案に記述しているとおり、少しずつではありますが、地域の障害福祉サービスは充実してきていると認識しており、サービス利用者も増加しております。しかし、すべてのサービスが充足している状況ではないため、市としては、地域の障害福祉サービス提供事業者との連携や情報共有を図るなど、サービス提供体制の充実に向けて、さらなる協力体制に努めてまいります。</p> <p>なお、市に対して法人の方などから事業所開設の相談等をいただいた際には、可能な限り必要な情報を提供するなどしており、すでに対応しているものと認識しております（以下の下線部分を追記）。</p> <p>【41ページ】1 地域生活の支援中 第3項目 「○利用状況をみると、身体障がいのある人は『補装具・日常生活用具』、知的障がいのある人と精神障がいのある人は『自立支援訓練・就労訓練』や『相談支援』のサービス利用が多く、障がいによって求めるサービスやニーズは異なっています。そのため、必要なサービスの確保・充実に努めていく必要があることから、<u>サービス提供事業所から開設等の相談があった際には、可能な範囲で必要な情報を提供するなどの協</u></p>

			<p>力体制をとるほか、関係機関等との連携を図るなど、さまざまな取組みを行う必要があります。</p> <p>なお、上記の表現を明記することから、サービス全般を網羅できると考えますので、46ページ「社会参加の促進」においては重複しての追記はしないこととします。</p>
6	<p>【55ページ】学校教育の充実</p> <p>条約の批准から、インクルージョン教育の推進を項目で加えてください。</p>	1	<p>ご意見のとおり、障がいのある人がわけ隔てられることなく、障がいのあるなしにかかわらず、子どもたちが共に学び、社会で自立できる力を育めるインクルーシブ（インクルージョン）教育システムの理念に基づく教育を一層推進していくことが大切であると認識しております。</p> <p>インクルーシブ教育につきましては、国が平成25年9月に策定した、「障害者基本計画（第3次）」において、「インクルーシブ教育システムの構築」として、「障がいのある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築する」ことがうたわれております。</p> <p>本計画案では、教育のユニバーサルデザインの推進を掲げており、インクルーシブ教育も含め、障がいの有無に関わらず、すべての児童に対して教育のユニバーサルデザインを推進するということを確認しております。</p> <p>なお、市では、特別支援教育が必要な児童、または、その保護者の方から、普通学校や通常学級で学びたいとのご要望があれば、可能な限り対応がなされております。</p> <p>このことから、国の計画との整合性が図れているものと認識しておりますが、インクルーシブ教育システムとその要件については、日本が批准した「障害者権利条約」において提唱された概念であり、“インクルーシブ教育”の表現を幅広く周知をしていくためにも、明記する必要があると考えま</p>

			<p>す（以下の下線部分を追加）。</p> <p>【55ページ】（2）学校教育の充実 第1項目 「○特別な教育的支援を必要とする児童の特性や発達段階に応じて、<u>インクルーシブ教育の概念のもと</u>、きめ細やかな教育の実践に努めます。」</p>
7	<p>【59ページ】 人にやさしいまちづくり</p> <p>前回には福祉のまちづくりの推進とありまして公共施設のバリアフリーを順次促進とありましたが、これは今回も継続していくべきと考えるが、どうなのか。</p>	1	<p>市民が利用する公共施設や道路等のバリアフリー化を進めていくことは、本計画案においても継続していくものと捉えております。</p> <p>今後も移動手段の確保、道路段差の解消、投票所のバリアフリー化を進めるなど、幅広く、すべての人に配慮された環境を整えていくユニバーサルデザインのまちづくりを順次進めていく考えであります。</p> <p>前回の計画では、取組内容欄にバリアフリー化を促進する旨を記載しておりましたが、一部の部署に特化した表現となっておりますので、本計画案では、全庁的に取り組むものとして、冒頭に表記しておりますので、原文のとおりと考えます。</p> <p>【59ページ原文】（1）人にやさしいまちづくりの推進 「○多くの市民が利用する公共施設や道路等のバリアフリー化を進め、すべての人が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。」</p>
8	<p>【65ページ】 計画の推進</p> <p>支援協議会を核とするとあるが、多義にわたるので、部会を設置するようにしてください。</p>	1	<p>「つくばみらい市障がい者支援協議会要綱」において、必要に応じて協議会を補助する組織として専門部会、個別ケース会議その他の組織を別に置くことができる旨を定めております。あわせて、本計画案でも課題等に応じて専門部会を設置するとしており、原文のとおりと考えます。</p> <p>ご意見のとおり、同協議会の業務内容が多岐にわたっている実情があり、全体会だけ</p>

			<p>では協議しきれないことも想定されます。</p> <p>これまでも、状況に応じて課題を設定し専門部会を設置しておりますので、今後も、必要に応じて専門部会の設置を検討し取り組んでまいります。</p> <p>なお、支援協議会のあり方としては、全体会と専門部会のメンバーを異なる人員で構成し、組織化させることが望ましいと考えております。しかしながら、現在は同一人物が兼務する状況にありますので、今後は、適切な人材の確保に努め、支援協議会の円滑な運営及び充実化を図ってまいります。</p>
9	<p>【66ページ】障害者支援センター構想</p> <p>具体的な日程などがなく具体性に欠けるので、もう少し具体的に書き込む必要がある。</p>	1	<p>「(仮称)障がい者支援センター」構想の構築につきましては、現時点では総合的な相談窓口の設置や、幼児期から継続した支援体制の構築などを想定しておりますが、支援体制の構築だけではなく、人材や財源の確保など、多くの課題を含んでおりますので、予定も含めて、十分かつ慎重な協議・検討が必要であると考えております。</p> <p>今後、スケジュール等がお示しできる段階になりましたら、すみやかに公表できるよう取り組んでまいります。</p>
10	<p>障害福祉計画、サービス提供など</p> <p>福祉計画での目標数値を如何に取り組むかを計画に反映すべきと考える。</p> <p>施設からの地域移行など目標値がなく、どのように取り組むか書き込んでください。</p>	1	<p>本計画の関連計画として、障害者総合支援法に規定する「障がい福祉計画」があり、現在、平成27年度から29年度までの3か年を計画期間とする「第4期つくばみらい市障がい福祉計画」を策定しております。この計画は、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画として、国から示されている指針に基づき目標数値を定めており、3年ごとに計画を見直すものとされております。</p> <p>平成29年度には、「第5期障がい福祉計画」を策定するもので、計画期間は平成30年度から32年度とし、国から示される指針等を踏まえ、目標数値を設定して取り組んでいく予定です。</p> <p>一方、本計画案は、障害者基本法に基づ</p>

		<p>き、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画となっており、計画期間を10年以内とされていることから、平成29年度から35年度の7か年を計画期間として策定を進めているところです。</p> <p>今後、障がい者計画と障がい福祉計画の策定時期を合わせ、平成36年度には総体的な計画を策定することを想定しており、以降6年ごとに総体的な計画となるよう取り組んでまいります。</p> <p>現段階におきましては、双方の計画の調和を図るとともに、柔軟に対応できる状態を保ちながら、各施策に取り組んでまいります。</p> <p>なお、施設からの地域移行につきましては、前述の「つくばみらい市第4期障がい福祉計画」において、平成29年度末の目標値を「7人」と定めております。</p> <p>【参考】 障がい者計画と障がい福祉計画の計画期間 ・下図参照</p>
--	--	--

○計画の期間

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	
障害者基本法	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 「第3期つくばみらい市障がい者計画」 (平成29～35年度) </div>							
					見直し			
総合支援法 障害者	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 第4期 障がい福祉計画 (H27～29年度) </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 第5期 障がい福祉計画 (H30～32年度) </div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 第6期 障がい福祉計画 (H33～35年度) </div>			